

## 諫早市電子入札実施要領

	平成23年3月31日 22諫契第491号
一部改正	平成24年3月29日 23諫契第150号
一部改正	平成26年3月28日 25諫契第85号
一部改正	平成28年3月31日 27諫契第222号

(趣旨)

第1条 この要領は、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札（以下「電子入札」という。）について、必要な取扱いを定める。

(対象)

第2条 電子入札の対象は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）における一般競争入札及び指名競争入札とする。ただし、諫早市建設工事指名審査委員会で電子入札によらないこととした場合は、この限りでない。

(電子入札に使用できるICカード)

第3条 電子入札に使用できるICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納したもので、次の各号を全て満たし、かつ、次条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

(1) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

- (2) 諫早市建設工事請負業者選定基準（平成17年庁達第3号）に基づく、諫早市建設工事入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者（年間委任を受けたものに限る。）の名義で取得したものであること。
  - (3) 落札決定日までに有効なものであること。
- 2 ICカードを使用して行われた入札手続は、すべて当該ICカードの名義人が行ったものとみなすので、ICカードの名義人はICカードを厳重に管理しなければならない。
  - 3 入札参加者が、ICカードの使用において、次号に該当する行為を行った場合には、別に定めるところにより、指名停止等の措置を講じることができる。
    - (1) 異なる名義（商号、代表者）のICカードで入札書等を提出した場合
    - (2) 他人のICカードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合
    - (3) 同一案件に対し、同一業者が複数のICカードを使用して入札に参加した場合
    - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不正使用であると認める場合
  - 4 入札参加者が、ICカードを不正に使用し、当該入札案件の落札者である場合、契約締結前であれば、契約を締結しないことができるものとし、契約締結後に不正に使用したことが判明した場合、契約を解除することができるものとする。

（利用者登録）
- 第4条 入札参加者は、あらかじめ前条第1項各号の規定を満たすICカードを使用して電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。
- 2 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。
  - 3 前項の場合において、変更する事項が「企業情報」及び

「代表窓口情報」（連絡先メールアドレスを除く。）に該当する場合は、変更届を提出するとともに、変更した事項が記載されたＩＣカードを新たに取得し、再度第１項に規定する利用者登録を行わなければならない。

４ 前２項に規定する変更手続を行わず、事実と異なる利用者登録情報により行った入札は無効となることがある。

（特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い）

第５条 特定建設工事共同企業体（諫早市共同企業体運用基準に定めるものをいう。以下同じ。）による入札の場合は、当該企業体の全ての構成員は、入札参加申請及び入札書提出に関する権限について当該企業体の代表構成員に委ねるものとし、第３条の規定を満たす代表構成員のＩＣカードにより入札に参加するものとする。この場合、入札公告に掲げる入札参加申請締切日時（入札公告に記載する申込書等の提出期限をいう。以下同じ。）までに、様式１「委任状（共同企業体での電子入札参加用）」を提出するものとする。

（入札の公告等）

第６条 電子入札による建設工事の入札において、諫早市契約規則（平成１７年規則第５４号。以下「契約規則」という。）第３条に規定する公告又は契約規則第１８条に規定する指名通知（以下「公告等」という。）を行う場合は、次の各号に掲げる事項も記載しなければならない。

（１） 電子入札対象工事

（２） 入札書提出締切日時

（３） 開札予定日時

（４） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（電子入札に参加できる者）

第７条 入札参加者は、前条による公告に定めるすべての要件を満たし、かつ、第４条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。ただし、指名競争入札に

あつては、この限りではなく前条による指名通知を受理した者とする。

- 2 入札参加者が、特定建設工事共同企業体の場合は、当該企業体のすべての構成員が前項前段の規定を満たさなければならない。

(入札参加申請方法等)

第8条 一般競争入札への入札参加者は、入札参加申請締切日時までに、電子入札システムにより必要書類(当該入札の公告において定めるものをいう。)を電子ファイルで添付し申請しなければならない。ただし、電子ファイルの容量が制限を超えるものや紙媒体による提出を指示した場合には、紙媒体で提出するものとする。

- 2 入札参加者から提出された電子ファイルがウイルス感染していたことが判明した場合には、当該書類は提出されなかったものとみなす。

(工事内容等に関する質問及び回答)

第9条 入札案件の内容等に関する質問は、契約管財課宛にメールで送付することとし、回答は入札情報システムで公開する。

(入札方法等)

第10条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書提出締切日時までに、入札書及び工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、工事費内訳書については、公告等において提出を求めないこととされた場合はこの限りではない。

(紙入札での参加を認める基準及び申請方法)

第11条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することにより、電子入札において、紙媒体により行う入札(以下「紙入札」という。)で参加することの承認を得ようとする場合は、参加資格申請段階にあつては公告に掲げる入札参加申請締切日時までに、入札書提出段階にあつては公

告等に掲げる入札書提出締切日時までに、様式2「紙入札移行承認申請書」に必要事項を記載し、記名押印の上契約管財課に持参し、提出しなければならない。

- (1) 入札参加者が使用する利用者登録したICカード情報のうち、「企業名称」又は「ICカード名義人氏名」に変更が生じたことによる再発行の申請又は申請準備中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。
- (2) 入札参加者が使用する利用者登録したICカードが、失効、閉塞又は破損等により使用できなくなったことによるICカードの再発行の申請又は申請準備中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。
- (3) 前2号のほか、入札参加者にやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の申請書の受付は、諫早市の休日を定める条例（平成17年条例第3条）に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。申請期間最終日は、公告等に掲げられた締切時間までとする。）の間に行うものとする。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、紙入札による参加の承認又は否認を様式3「紙入札への移行（承認・否認）通知書」により通知するものとする。

（紙入札から電子入札への移行）

第12条 紙入札での参加を認められた者は、当該入札案件について、電子入札へ移行することはできないものとする。

（紙入札による提出方法）

第13条 紙入札での参加を認められた者は、様式4「入札書（紙移行用）」及び工事費内訳書を、工事名、開札日、入札参加者の商号又は名称及び代表者名を表記した封筒（別紙1「封筒記載例」参照）に封入の上、公告等に掲げる入札書提出締切日時までに、契約管財課に持参し、提出しなければならない。

2 紙入札の受付は、休日以外の日8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。入札書提出締切日は、公告等に掲げられた締切時間までとする。）の間に行うものとする。

3 契約管財課職員は、提出された紙入札の封筒に、受付印を押印し、時間を記載しなければならない。

（入札の辞退等）

第14条 入札参加者が入札書提出前に入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、不参加とみなす。

2 入札参加者は、電子入札システム又は紙入札により提出した入札書の書換え又は引換えをすることができない。ただし、辞退については、開札前までに契約管財課に紙媒体で辞退届を提出した場合は認めるものとする。

（入札の無効）

第15条 電子入札においては、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 契約規則第12条の規定に該当する入札

(2) 工事費内訳書を入札書とともに電子入札システムで送信しなかった者又は工事費内訳書に著しく不備がある者のした入札

(3) 電子入札システムで入札書とともに送付した電子ファイルがウイルス感染していたことが判明した入札

(4) 第3条第1項第2号に規定する名義人以外の名義人のICカードで行った入

札

（開札の立会い）

第16条 入札参加者のうち開札に立ち会いを希望するものは、立ち合わせるものとする。この場合において、当該入札参加者が代理人を立ち合わせるときは、様式5「委任状

（開札立会用）」を提出させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員1名を立ち会わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（開札）

第17条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後に速やかに行うものとする。

- 2 契約管財課職員は、紙入札をした者がいる場合は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、記載された入札金額、くじ番号及び封筒に記載されている受付日時を電子入札システムに登録するものとする。

- 3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 4 落札者がなく再度入札を行う場合、再度入札の送付締切は開札をした翌日の正午までとする。ただし、締切日が休日の場合はその翌日とする。

- 5 やむを得ない理由により、入札書の提出期限又は開札日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに変更後の入札書提出期限又は開札日時を電子入札システムにより通知するものとする。

（入札の延期、中止、取消し）

第18条 電子入札において、電話等の回線に起因する事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをするものとする。

（開札結果の通知）

第19条 開札結果は、電子入札システムで入札参加者に通知するとともに、入札情報システムで一般公開するものと

する。

(読み替え)

第20条 第2条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する電子入札案件について準用する。

第21条 この要領に定めるもののほか、電子入札及びこれに関連する一連の手続きの運用に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、指名競争入札において、電子入札に参加できる環境が入札参加者において整備されていないと認められる場合は、第11条第1項第3号に該当するものとして、紙入札による入札参加を認めるものとする。

3 前項により、紙入札による入札参加が認められたものについては、第11条第1項に規定する紙入札移行承認申請書の提出は、要しないものとする。

附 則 (平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。